○農林水産省告示第千九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市千々賀字瀬戸二六三七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町東田代字筒江二二一、二二二の一、二二五、二二六、二三七、二四四、二四五、二五三の一、二八四の一、二八八、二八九、字弥十郎三一二、三三六の一、三四〇の一、三四〇の二、三四一の一、字和田三八三の一、字西七〇四の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町千束字本川内二三四二の四九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町東田代字川原八五二の一〇、八九三の一、八九五の三、八九六の一から八九六の四まで、九〇二、九〇四の一、九〇四の三、字乾鼓岳一三〇五、一三四六の六から一三四六の九まで、一三四六の一六、一三四六の四九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町東田代字船ノ元一〇五〇の一、字小吹一五三三、一五六〇の一、一五六一の二、一五七一の一、一五七七、一五七八、一五七九の一、一五七九の三、一五八六、一五八九、一五九二、一五九六の一、字中ノ木場一六一一の二、一六一四の二、一六六二の三、一六九〇、一六九二の二、一六九七の一、一六九七の二、一六九八の二、一六九九から一七〇一まで、一七〇六の一、字向木場一七一〇、一七一三の一、一七一三の三、一七一五の一、一七一五の三、一七一七、一七一九、一七二三、一七二九の一、一七三一、一七三三の一、一七三四の一、一七三七の一、一七三八、一七四四、一七五〇の一、一七五一の二、一七五三の一、一七五三の三、一七七〇、一七七四、一七七八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町平之字戊亥ヶ蔵六五の八、字高峰六九、字勝羅木一〇三の一から一〇三の三まで、一〇三の七、一〇五、一〇八の一から一〇八の三まで、字大藤二五九一の二五から二五九一の二七まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町駒鳴字烏泊二四九七の一八、字宮ノ下二九〇六、二九〇七、字椎立二五三五の二一、二九〇九の一一から二九〇九の一五まで、字平野三〇四三の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）